

【中学校】就学援助認定者のみなさんへ

1 援助内容

裏面「令和6年度就学援助費支給内容・金額一覧」のとおりです。

学用品通学用品費は定額支給となります。ただし、年度途中認定者及び転出者等は月割り支給となります。

月割り支給基準は、認定日以降の日数が認定月の半数以上であれば認定月からの支給となります。

支給金額は以下の表を参考ください。

月数	学年		月数	学年	
	1年	2・3年		1年	2・3年
12ヶ月分	29,440円	33,270円	6ヶ月分	14,720円	16,630円
11ヶ月分	26,980円	30,490円	5ヶ月分	12,260円	13,860円
10ヶ月分	24,530円	27,720円	4ヶ月分	9,810円	11,090円
9ヶ月分	22,080円	24,950円	3ヶ月分	7,360円	8,310円
8ヶ月分	19,620円	22,180円	2ヶ月分	4,900円	5,540円
7ヶ月分	17,170円	19,400円	1ヶ月分	2,450円	2,770円

2 支給方法

下記の場合を除き受給申請書提出時に届出された口座に直接支給します。

- ・学校給食費を在籍している学校の口座に振り込む場合
- ・就学援助費を学校長口座に振り込むことを委任した場合

3 支給時期

学校行事に係る援助費用は**行事实施後**に支給されます。（行事に参加した場合のみ支給となります。）

今年度の支給予定日は次のとおりです。

8月19日	9月17日	10月17日	12月18日
1月17日	3月18日	4月17日	4月25日

※学校からの報告により支給するため、実施後3ヶ月程度かかる場合があります。

※入金通知は送付しておりません。上記支給予定日以降に確認をお願いします。

4 学校への納付について

教材費・積立金等の学校への納付金が免除されるわけではありません。学校の指示に従って納めてください。

5 江戸川区から他区市町村へ転出した場合について

資格喪失となり江戸川区からの援助は受けられなくなります。引き続き就学援助を希望される場合には、転出先の自治体にお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉

江戸川区教育委員会事務局 学務課学事係

電話：03-5662-1624

令和6年度就学援助費支給内容・金額一覧

(対象者) 要…要保護 準…準要保護 費…準要保護 (費目認定)

単位：円

援助内容	対象学年			対象者	支給予定日
	中1	中2	中3		
学用品通学用品費	29,440	33,270	33,270	準	8月19日 保留者・追加認定者は 認定日以降の支給時期
新入学生徒学用品費 * 1	60,000	—	—		
校外活動費	限度額 3,600	限度額 3,600	限度額 3,600	要 準	9月17日、12月18日、 3月18日、4月17日、 4月25日
林間学校費	—	限度額 30,000	—		行事実施後の 支給予定日
林間学校費 (連合宿泊学習) * 2	特別支援学級在籍者のみ対象				
修学旅行費 (移動教室)	—	—	限度額 56,000		
音楽鑑賞教室費 * 3	—	限度額 700	—		
卒業記念アルバム費	—	—	限度額 7,000	3月18日、 4月17日、4月25日	
体育実技用具費	実費 (限度額あり) 支給 柔道6,000 剣道10,000			準	3月18日、 4月17日、4月25日
クラブ活動費	実費 部員全員が負担及び使用する場合のみ				
通学費 * 4	特別支援学級在籍・通級者、日本語学級通級者のみ実費支給				学期毎3回に分けて支給 (10月・3月・4月)
医療費	令和6年4月1日～令和7年3月31日までににかかった下記の病気による治療費 トラコーマ・結膜炎・白癬・疥癬・濃痂疹・中耳炎 慢性副鼻腔炎・アデノイド・う歯(虫歯)・寄生虫病			要 準	医療機関へ直接支給
学校給食費 * 5				準 費	

○要保護認定者の「学用品通学用品費」「新入学生徒学用品費」「クラブ活動費」「通学費」「学校給食費」は福祉事務所から支給されます。

* 1 4月1日付準要保護認定者で、入学前(小学校6年生時)に支給を受けていない方が対象です。

* 2 特別支援学級で実施される連合宿泊学習にかかる費用は、1・2年生で30,000円、3年生で56,000円をそれぞれ上限として支給します。

* 3 音楽鑑賞教室費の交通費は公共交通機関料金が限度額となります。
(音楽鑑賞教室は総合文化センターで実施されるものが対象です。)

* 4 通学費の支給対象者へは支給時期・支給方法を別途通知します。

* 5 学校給食費は学校給食費無償化事業補助金から支給されるため就学援助費からは支給されません。